LONGLIFE HOLDING Co.,Ltd.
最終更新日：2015年12月25日
ロングライフホールディング株式会社
代表取締役社長　遠藤　正一
問合せ先：06-6373-9191
証券コード：4355
http://www.longlife-holding.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社グループは、あらゆる事業活動において公正・公明かつ責任ある企業行動を確実に実践しつつ、グループ全体の企業価値を最大限に向上させていくことが極めて重要であるとの認識の下、これまで以上に、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。
法令の遵守、経営の透明性、取締役会での活発な議論、意思決定のスピードアップ、株主利益の最大化を念頭に統治をしなければならないと考えております。
すなわち、高齢社会において注目される介護業界において、競争環境が一段と厳しさを増す今日、グループ一丸となった経営戦略の展開強化を目指し、環境変化に即応する迅速かつ機動的な意思決定と業務執行を推し進めるとともに、全てのステークホルダーからの信頼と負託に応えるべく、経営の健全性と透明性の確保に努めることをコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としております。

このような考え方の下、当社グループにおいては、
（1）取締役の任期は1年間とし、毎年、株主総会における信任を受ける。
（2）取締役会においてグループ一体となった事業戦略を審議・決定する。
（3）経営の専門家である社外取締役の経験、見識による助言を通じて取締役会の活性化を図るとともに、社外取締役による経営監視機能を向上させる。
（4）監査役設置会社を選択し、監査役の過半数を専門的知見を持つ社外監査役とすることで、会社法制下においてその権限が強化・拡充されてきた監査役会によって、実効性ある経営の監視監督に努め、経営の健全性・透明性の維持・確保を図る。
といった体制を構築しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率　　10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
遠藤　正一	1,532,000	13.69
北村　政美	1,300,000	11.61
ロングライフ総研株式会社	1,105,600	9.87
ロングライフ取引先持株会	206,600	1.84
株式会社関西アーバン銀行	200,000	1.78
ロングライフホールディング従業員持株会	168,800	1.50
井原　康晴	150,000	1.34
ロングライフホールディング役員持株会	132,300	1.18
株式会社紀陽銀行　常任代理人　日本マスタートラスト信託銀行株式会社	100,000	0.89
ドイチェ　バンク　アーゲー　ロンドン　ピービー　ノントリティー　クライアンツ613　常任代理人　ドイツ証券株式会社	97,500	0.87

支配株主（親会社を除く）の有無　　―――

親会社の有無　　なし

補足説明

―――

３．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	10 月
業種	サービス業
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

４．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

５．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
田中　嘉彦	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田中　嘉彦	○	独立役員であります。	田中氏は長年にわたる金融機関における実績及び他社の役員経験を通じて幅広い見識を有しており、同氏の経験等を当社経営の監督に活かしていただけるものと判断し、選任するものであります。なお、同氏は、証券取引所の定める独立性に関する事項を充たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し たため、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している

定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

適宜、会計監査時において立ち会い、意見交換などを実施するとともに、現場実査にも同行しております。
なお、会計監査については、太陽有限責任監査法人と監査契約を締結し、会社法および金融商品取引法に則った会計監査を受けており、監査役と会計監査人との間で、年2回の頻度で、監査方針、監査実施状況等についての報告説明会を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
富田　英孝	公認会計士													
矢田部　三郎	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
富田　英孝	○	独立役員であります。	富田氏は公認会計士の資格を有し監査法人での経験も長く、企業の財務及び会計に関する相当程度の知見を有しておられることから、社外監査役の職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任するものであります。なお、同氏は、証券取引所の定める独立性に関する事項を充たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。
矢田部　三郎	○	独立役員であります。	矢田部氏は弁護士としての資格を有し弁護士事務所での経験も長く、企業の法務に関する幅広い見識を当社の監査業務に反映していただけるものと判断し、選任するものであります。なお、同氏は、証券取引所の定める独立性に関する事項を充たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員の全てを独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

当社の大株主は、代表取締役社長を含め当社役員及び従業員持株会で構成されており、現時点においてはストックオプションの導入は不要と考えているため。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成26年10月期における取締役に対する報酬
取締役の年間報酬総額 3名 83百万円（うち社外取締役 －名 －百万円）
監査役の年間報酬総額 3名 7百万円（うち社外監査役 2名 3百万円）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、個々の役員の職務執行の実績等を考慮し、取締役会の決議により決定することとしております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役は、経営の専門家としての経験、見識による助言や当社の業務執行の監査機能を担っております。
社外監査役は、常勤監査役と協力して監査環境の整備に努めるとともに、監査の方法、監査結果についての意見交換および重要事項の協議などを行っております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社の取締役会は代表取締役2名、取締役3名で構成されております。
取締役の任期は、経営環境の変化に柔軟に対応するとともに、経営責任を明確にするため、定款の定めにより1年としております。
また、毎月1回の取締役会のほか必要に応じて臨時の取締役会を開催し、迅速なアクションと意思決定ができる経営体制となっております。また、執行役員制度を導入し、取締役会の構成人数を少数化しており、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、権限と責任の明確化ができる体制となっております。
監査役会は常勤監査役1名、非常勤監査役2名の監査役3名とし、監査役会を構成するとともに、定例取締役会のほか臨時の取締役会にも出席し、必要に応じて意見を述べるとともに重要な書類等の閲覧を行い、また、業務執行の適法性について調査を実施するなど、経営への監視機能を発揮しております。また、監査役3名のうち2名は社外監査役であり、独立役員として指定しており、内部監査室と連携し監視機能を強化しております。
内部監査機能としては、代表取締役の直轄組織として「内部監査室」を設置しており、社内の各部門の業務運営状況を定期的に監査し、業務執行の監視と業務運営効率化に向けた検証を行っております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の専門家である社外取締役の経験・見識による助言を通じて取締役会の活性化を図るとともに、社外取締役による経営監視機能を向上させております。また、監査役の過半数を専門的知見を持つ社外監査役とすることで、会社法制下においてその権限が強化・拡充されてきた監査役会によって、実効性ある経営の監視監督に努め、経営の健全性・透明性の維持・確保を図るため、現状の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	毎年1月末に開催

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年1回開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会および第2四半期決算説明会として、東京と大阪で年2回ずつ開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	（日本語） 決算短信、適時開示、ニュースリリース、決算説明会資料、有価証券報告書、事業報告書、IRカレンダー、法定公告等を掲載しております。 http://www.longlife-holding.co.jp/ir/ （英語） 決算短信、決算説明会資料等を掲載しております。 http://www.longlife-holding.co.jp/en/	
IRに関する部署（担当者）の設置	「経営企画室」を担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コンプライアンスマニュアルに顧客、取引先、株主等の全てのステークホルダーに対し、ロングライフグループの役職員が高い倫理観に基づいて行動するように求めることを定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	夏期の一定期間、地球温暖化防止運動（クール・ビズ）を実施しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	コンプライアンスマニュアルに顧客、取引先、株主等の全てのステークホルダーに対し「ロングライフグループの財務内容や事業活動等の投資判断に関わる重要な情報は、適時・適切に開示します。」と定めております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社及び当社グループは、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応できる経営体制の構築を重要な経営課題と考え、内部統制については、取締役はもとより、使用人全員の意識を高め、実践していくことが重要であると考え、引続き以下に掲げる諸施策の継続的な実施を推進しております。

1. 当社及び当社グループ会社の取締役等及び従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)取締役会は、取締役等及び従業員の法令及び定款の遵守(以下「コンプライアンス」という。)を徹底するための体制を含む内部統制システムの整備方針・計画について、決定するとともに、定期的に整備の状況報告を受ける。

(2)コンプライアンス担当役員は、その責任のもと、コンプライアンス規程及びコンプライアンス・マニュアルを作成し、取締役及び従業員が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築する。

(3)万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容・対処案がコンプライアンス担当役員を通じ、取締役会、監査役会に報告される体制を構築する。

(4)担当役員はコンプライアンス規程に従い、コンプライアンス委員会を設置し、従業員に対してコンプライアンスに係る適切な研修体制を構築し、内部通報マニュアル及び内部通報相談窓口の周知徹底を図る。

(5)当社及び当社グループ会社の事業に適用される法令等を識別し、その内容を関連部署に周知徹底し、法的要求事項を遵守する基盤を整備する。

(6)監査役会は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1)取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱は、当社社内規程及びそれに関する各管理マニュアルに従い適切に保存及び管理の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。

(2)取締役の職務の執行に係る情報・文書(取締役会議事録・稟議書等)をデータベース化し、当該各文書等の存否及び保存状況を直ちに検索可能とする体制を構築する。

(3)前2項に係る事務は、当該担当取締役が所管し、イ. の検証・見直しの経過、ロ. のデータベースの運用・管理について、定期的に取締役会に報告する。

3. 当社及び当社グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)当社は、代表取締役社長に直属する部署として、内部監査室を設置する。

(2)内部監査室は、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検証し、監査実施項目に遺漏なきよう確認し、必要があれば監査方法の改訂を行う。

(3)内部監査室の監査により法令定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちにリスク担当取締役を委員長とするリスク管理委員会及び担当部署に通報される体制を構築する。

(4)内部監査室の活動を円滑にするために、リスク管理規程、関連する個別規程、マニュアルなどの整備を各部署に求め、また内部監査室の存在意義を全従業員に周知徹底し、損失の危険を発見した場合には、直ちに内部監査室に報告するよう指導する。

(5)リスク管理委員会は、リスク管理規程の整備、運用状況の確認を行うとともに従業員に対する研修等を企画実行する。

4. 財務報告の適正性を確保するための体制

金融商品取引法の求める財務報告の適正性を確保するため、内部監査室が財務報告の信頼性にかかる内部統制の整備運用状況を監査し取締役会に報告する。

5. 当社及び当社グループ会社の取締役等の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制について

(1)経営計画のマネジメントについては、毎年策定される年度計画及び中期経営計画に基づき各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動することとする。また、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか業績報告を通じ定期的に検査を行う。

(2)業務執行のマネジメントについては、取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき事前に議題に関する十分な資料が全役員に配布される体制をとるものとする。

(3)日常の職務遂行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとする。

6. 当社及び当社グループ会社における業務の適正を確保するための体制について

(1)当社グループ会社のリスク情報の有無を監査するために、当社グループ会社との間で、内部監査委託契約を締結するとともに、担当取締役を長として内部監査室がその事務を管掌する。

(2)当社グループ会社に損失の危険が発生し、内部監査室がこれを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について、当社の取締役会に報告される体制を構築する。

(3)当社と当社グループ会社との間における不適切な取引または会計処理を防止するため、内部監査室は、当社及び当社グループ会社の経理等の管理部署と十分な情報交換を行う。

7. 当社グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制について

当社は、当社グループ会社に対し、関係会社管理規程に基づき、当社に対する経営上の重要事項等の報告を義務づける。

8. 監査役の職務を補助すべき従業員を置くことに関する事項について

取締役は、監査役の求めにより、監査役の職務を補助する従業員として適切な人材を配置することとする。

9. 監査役の職務を補助すべき従業員の取締役からの独立性に関する事項、及びその従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項について

(1)監査役の職務を補助すべき従業員の適切な職務遂行のため、任命・異動については監査役と取締役が協議するものとし、その評価については監査役の意見を聴取するものとする。

(2)監査役の職務を補助する従業員は、監査役が必要と認めた場合に限り、監査役と共に取締役会その他の重要な会議体に出席することができる。

10. 当社及び当社グループ会社の役職員またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制について

(1)監査役の職務の効果的な遂行のため、当社及び当社グループ会社の役職員またはこれらの者から報告を受けた者は、会社経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行の状況及び結果について監査役に報告することとする。この重要事項にはコンプライアンスに関する事項及びリスクに関する事項その他内部統制に関する事項を含むものとする。

(2)当社及び当社グループ会社の役職員またはこれらの者から報告を受けた者は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合は直ちに監査役会に報告することとする。

(3)監査役会への報告は、誠実に洩れなく行うことを基本とし、定期的な報告に加えて、必要な都度遅滞なく行うこととする。

(4)監査役は、いつでも役職員に対して報告を求め、関連する資料を徴求することができる。

11. 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制について
(1)当社は、監査役に報告をした者について報告の事実及び報告内容を秘匿し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する旨を関連規程等で記載する。
(2)監査役は、報告をした従業員の異動、人事評価及び懲戒等に関して、取締役にその理由の開示を求めることができる。

12. 監査役の職務執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項について
当社は、監査役から職務の執行について生ずる費用の前払または償還、負担した債務の弁済を求められた場合には、当該費用等が明らかに監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これに応じる。

13. その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制について
(1)代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合を持つものとする。
(2)取締役は、監査役の職務の適切な遂行のため、監査役とグループ会社等の取締役等との意思疎通、情報の収集・交換が適切に行えるよう協力することとする。
(3)取締役は、監査役が必要と認めた重要な取引先の調査にも協力することとする。
(4)取締役は、監査役の職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図れる環境を整備することとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

社会の秩序や安全、企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力との関係は、法令等違反に繋がるものと認識し、その取引は毅然とした姿勢で断固拒絶し反社会的勢力による被害の防止に努めます。
当社グループは、「反社会的勢力に対する基本方針」を以下のとおり定めます。
1. 当社は、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋又はこれらに準ずる団体(以下、まとめて「反社会的勢力」という)とは、取引を含めた一切の関係を遮断します。
2. 反社会的勢力であるかどうか常に注意を払うとともに、反社会的勢力と知らずに何等かの関わりをもってしまった場合は、相手方を反社会的勢力と判断した時点、あるいは反社会的勢力との疑いが生じた時点で、速やかに関係解消に努めます。
3. 反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体として対応するとともに、対応する役職員の安全確保に努めます。
4. 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、弁護士等の外部専門機関との連携体制強化を図ります。
5. 反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。
6. 当社は反社会的勢力に対して、裏取引や資金提供は絶対に行いません。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりであります。

1. 適時開示に関する会社の基本方針

当社は、株主・投資家の皆様の投資判断に影響を与える会社情報について、適時・適切に開示することを基本方針としております。
「内部情報管理規程」により、会社の内部情報を管理するために必要な事項を定めて情報管理を徹底し、インサイダー取引等の発生を未然に防止することに努めております。

2. 会社情報の適時開示に関する社内体制の状況

(1)決定事実に関する情報

当社は取締役会において重要事項の決定を行っております。取締役会は月1回開催し、必要に応じて随時開催しております。監査役は取締役会に出席することとしております。

取締役会において決定される重要事項については、情報取扱責任者及び代表取締役社長が情報開示の要否について協議し、公表を要するものに関しては取引所が定める適時開示規則に従い、代表取締役社長の承認を得て、迅速かつ正確に情報の開示を行っております。
インサイダー取引等の発生を未然に防止することに努めております。

(2)発生事実に関する情報

重要な事実が発生した場合は、当該事実が発生した部署から速やかに情報取扱責任者へ情報が集約されます。その後公表の要否については情報取扱責任者及び代表取締役社長は協議し、必要に応じて会計監査人、弁護士などによるアドバイスを受けた上で、速やかに情報の開示を行っております。

(3)決算に関する情報

決算情報は全て経理財務グループで取りまとめ、法定監査が必要な財務諸表については、並行して監査法人による監査を受けております。取締役会にて承認決議後、即日開示しております。